

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	動物愛護管理推進事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	日下 内線 422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	02-01-01	動物愛護管理推進事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法他		
終期設定	有	無	年度	計画区分	計画	非計画	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。						
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施</li> <li>犬・猫等に関する相談受付 <ul style="list-style-type: none"> <li>犬・猫の忌避剤（木酢液）配布</li> <li>犬のふん尿放置・放飼い、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布</li> <li>啓発パンフレットの配布</li> <li>犬のこう傷事故届け出受付</li> <li>引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届け出受付</li> <li>猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業</li> <li>多頭飼育猫の不妊・去勢費用の助成</li> </ul> </li> <li>相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施</li> </ol>						
経過	平成4年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため）					
	平成20年度	飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始					
	平成21年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了）					
	平成24年度	多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始					
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域としての対策を促すための支援事業を実施する必要がある。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		5,013	8,665	7,639	8,121	6,990	6,849
決算額（26年度は見込み）		4,291	5,704	6,827	7,654	6,726	5,848	
人件費等		12,282	14,659	15,766	15,322	18,587	18,334	
減価償却費				6,536	6,998	7,261	8,112	
【事務分担量】（%）		145	180	225	225	225	240	
合計（+ +）		16,573	20,363	29,129	29,974	32,574	32,294	0
特定財源	国							
	都	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
	医療保健政策区市町村包括支援事業							
	その他							
一般財源		15,543	19,333	28,099	28,944	31,544	31,264	-1,030
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	プレート配布	545	538	660	709	583	504	800
	忌避剤配布	278	328	299	247	264	260	400
	犬のこう傷事故	5	11	6	4	11	11	7
	相談・苦情件数	297	390	288	280	296	288	288

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	動物関連講演会講師謝礼	53	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	5,279	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	6,200
消耗品費	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	404	需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	422	需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	452
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	37	報償費	動物関連講演会講師謝礼	73	委託料	災害時ペット対策マニュアル作成委託	143
負担金及び交付金	猫不妊・去勢手術助成金	6,232	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	74	報償費	動物関連講演会講師謝礼	78
						役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	59

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	啓発事業（相談件数）	280	311	288	-	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
	不妊去勢手術（助成件数）	587	432	355	443	-	飼い主のいない猫等不要な繁殖を抑制し屋外猫の被害緩和を図る。

（問題点・課題） （指標分析）	<p>公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への餌やりなどが猫による近隣の糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。地域による取り組みを支援する為、猫の屋外での活動の適正管理活動等の支援事業を開始したが、当事業における登録活動団体の活動実績を地域にアピールし猫問題への関心を高める必要がある。環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが未だに誤解があり、その活動に支障を来すこともあるため、引き続きPRしていく必要がある。災害時のペットの避難について、ペットの飼い主を含め、区民への啓発が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>犬のしつけ方教室 15区で実施 猫の不妊去勢手術費用助成 21区で実施（中野区のみ未実施） 猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	25年度の活動・あり方検討を踏まえて、不妊・去勢手術によって飼い主のいない猫の増加を抑え、屋外にいる猫の排泄物や鳴き声による被害件数の減少を図る。	災害時のペットの避難について、区報やホームページを通じて区民への啓発を行うとともに、各避難所に対して、ペットの同行避難について理解を求められるように説明等を行っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を継続する必要がある。飼い主のいない猫問題については、支援事業を継続して実施し、地域における理解を高めていく必要がある。

況議 （要 質 問 状）	平成18年3定 平成19年1定 平成20年3定 平成21年1定 平成25年3定	生活に悪影響を及ぼす野良猫問題について 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について
--------------------------	-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	日下
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	02-01-02	狂犬病予防対策事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	狂犬病予防法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。						
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民						
内容	犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等延べ9カ所<5日間>） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付 手数料 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,000円 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円（再交付は1,600円） 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・・・・550円（再交付は340円）						
経過	昭和60年度	予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更					
	平成7年度	畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更					
	平成14年度	畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）					
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民課及び各区民事務所で受付を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	767	875	992	953	891	866	849	
決算額（26年度は見込み）	606	870	850	705	709	789	849	
人件費等	7,200	4,886	7,674	7,456	8,674	5,713		
減価償却費			3,050	3,266	3,388	2,873		
【事務分担量】（%）	85	60	105	105	105	85		
合計（+ +）	7,806	5,756	11,574	11,427	12,771	9,375	849	
特定財源								
国								
都								
その他	畜犬登録手数料等	3,748	4,027	4,074	4,282	4,401	3,691	4,402
一般財源		4,058	1,729	7,500	7,145	8,370	5,684	-3,553
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	鑑札交付数（再交付含む）	719	787	748	707	622	613	1,000
	済票交付数（再交付含む）	3,954	4,574	4,753	4,845	4,864	4,870	6,500
	登録数	6,615	6,283	6,489	6,478	6,581	6,686	6,700

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	185	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	398	役務費	郵送料【集合注射・未注射犬通知】	434
役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	377	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	241	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	262
委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	104
使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	49
			償還金利息等	過年度畜犬登録過誤納還付	3			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	登録数	6,478	6,581	6,686	6,700	-	
	予防注射接種率	0.747	0.737	0.726	0.77	1	済票交付数(再交付除く) / 登録数

（問題点・課題分析）	飼い犬の登録義務を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に注射をするよう働きかけているが、満足な成果が得られていないため現状を改善する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	登録数、予防注射接種率をさらに向上させるため、その他の対策(飼い主への啓発チラシ配布等)を引き続き検討し、実行する。	他区の実況を調査し、成功している事例を参考にしつつ、登録数、予防注射接種率の向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	日下	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-01	カラス対策事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
終期設定	有 無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の回収を行い、カラスによる威嚇・攻撃等の被害の軽減を図る。						
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民						
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巢の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園や街路樹の営巢は道路公園課で対応する。						
経過	平成12年度	区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行					
	平成14年度	委託による営巢撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応					
	平成16年度	都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巢撤去事業を終了					
必要性	都の捕獲作戦により平成13年度以降都内の生息数は概ね減少傾向にあるが、住宅密集地の荒川区では、日常生活の場でカラスの営巢に遭遇することがある。営巢を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃は地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巢個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,664	1,906	1,463	1,258	1,169	1,169	902	
決算額（26年度は見込み）	1,447	1,057	949	647	694	515	902	
人件費等	3,388	2,443	2,023	1,966	2,478	3,074		
減価償却費			872	933	968	1,690		
【事務分担当】（%）	40	30	30	30	30	50		
合計（+ +）	4,835	3,500	3,844	3,546	4,140	5,279	902	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	4,835	3,500	3,844	3,546	4,140	5,279	902	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
巣の撤去 / 個（直営による撤去も含む）	68	53	57	42	41	32	47	
ヒナ回収 / 羽（巣のヒナ、落下ヒナ）	77	48	36	53	41	40	43	
卵回収 / 個	64	76	67	22	77	32	55	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	カラス等回収業務	694	委託料	カラス等回収業務	515	委託料	カラス等回収業務	902

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	巣の撤去／個 (直営による撤去も含む)	42	41	32	47		
	ヒナ回収／羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	53	41	40	43		
	卵回収／個	22	77	32	55		

（問題点・課題分析）	<p>本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>異常なえさやりにより、カラスの集積を招いている地域がある。環境課と連携し、良好な生活環境を確保するため、改善に取り組む必要がある。場合によっては、「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」の適用も検討する。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>
（状況）	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
区民へのゴミ出しルールの徹底を踏まえて、苦情等の件数の減を目指し、社会の中で共生するカラスの個体数の適正化が図れるようにする。	カラスの営巣を防ぐため、樹木のせん定を行うよう周知するとともに、カラスの集積や異常な繁殖を防ぐため、無責任な餌付けを行わないよう周知する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

（議会要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	薬事監視事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	高瀬	内線	421	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	薬事監視事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	9年度	根拠	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、			
終期設定	有 無	年度	法令等	覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者及び毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。						
対象者等	薬局開設者、医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者						
内容	1 薬局及び医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）に対する許可及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導 6 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 7 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 8 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 9 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 10 規制対象の家庭用品の試買検査の実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導						
経過	平成9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の業務が区に移管 平成12年度 地方分権一括法及び都区制度改革により、毒物・劇物の販売業の登録と監視指導及び有害物質を含有する家庭用品の監視指導が区に移管。薬事関連の都事務が特例条例により区に移管。 平成17年度 特例条例により、薬事法等に基づく薬局、薬種商、管理医療機器販売業・賃貸業に関する10事業、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移管 平成21年度 平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が6月1日より全面施行。 平成24年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区の権限となる。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了。 平成25年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、薬局等に関する事務が区に移管。 平成26年度 平成25年に公布された改正薬事法（特定販売の制度改正等）が6月12日から施行。						
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去した医薬品、採水したシアン排水、試買した家庭用品は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に検査依頼。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,724	1,939	1,916	1,923	1,662	1,714
決算額（26年度は見込み）		1,593	1,166	1,235	1,256	1,197	981	1,673
人件費等		18,634	17,916	19,184	18,208	17,348	18,297	
減価償却費				6,391	6,687	6,777	7,436	
【事務分担量】（%）		220	220	220	215	210	220	
合計（+ +）		20,227	19,082	26,810	26,151	25,322	26,714	1,673
特定財源	国							
	都							
	その他	衛生手数料	983	1,265	1,478	1,582	1,221	754
一般財源		19,244	17,817	25,332	24,569	24,101	25,960	866
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	153	181	211	230	221	205	219
	毒物劇物販売業等監視件数	110	78	79	62	66	102	77
	家庭用品試買検体数	40	39	40	39	39	37	37

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	258	委託料	試験検査委託	685	委託料	試験検査委託	1,204
役務費	通知、周知用郵券	39	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	212	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	352
委託料	試験検査委託	870	役務費	通知、周知用郵券	54	役務費	通知、周知用郵券	87
負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金、9区70区7薬事講習会分担金	30	負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30	負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	薬事監視指導率(%)	70	74	69	71	71	立ち入り監視指導数 / 施設数（管理医療機器除く）
	毒物劇物監視指導率(%)	34	38	58	43	43	立ち入り監視指導数 / 施設数

問題点・課題 （指標分析）	平成25年12月13日に薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律が公布された。医薬品のインターネット販売の解禁等医薬品販売制度の改正であり、平成26年6月12日から施行される。また、平成25年11月27日、薬事法等の一部を改正する法律が公布された。これは、法律の名称を含めた改正であり、公布後1年以内に施行される（11月施行予定）。さらに平成25年6月14日に公布された地域主権改革推進関連法により、平成27年4月1日より、高度管理医療機器販売業等に関する事務が区へ移管されることとなっている。
	以上より、平成26年度内に法令の施行に基づく条例及び規則改正等を3回実施する必要がある。また、法改正により医薬品販売制度が改正されるため、薬局等薬事法関連業者に対する監視指導も強化する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	薬局・医薬品販売業者への立入検査を行い、改正薬事法により規定された事項を重点的に指導し、法令遵守を徹底させる。	平成27年4月1日より、高度管理医療機器販売業・賃貸業に関する業務が区に移管されるため、当該事業者への監視指導を適切に実施する。
	毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、保管庫の施錠の徹底等盗難防止措置について、重点的に監視指導を行う。	毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、譲渡手続きや保管庫の施錠等の盗難防止措置について、監視指導を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	大島	内線	426		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		02-02-01	環境衛生監視事務費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法他 4 法, 各条例要綱等			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。						
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境衛生関係営業施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言</li> <li>2 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物など、非営業施設への衛生指導及び助言</li> <li>3 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施</li> <li>4 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学・細菌検査を実施</li> <li>5 社会福祉施設などにおけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理に関する助言</li> </ol>						
経過	<p>昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。</p> <p>昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務(述べ床3,000~5,000㎡の施設)が区長に委任。</p> <p>平成8年度 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。</p> <p>平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000~10,000㎡の施設が区に移管。</p> <p>平成24年3月 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。</p>						
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 環境衛生監視員が実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,451	1,352	1,060	1,162	1,004	1,057	1,022	
決算額（26年度は見込み）	1,174	1,116	666	743	765	636	1,022	
人件費等	30,492	29,318	31,392	29,642	29,740	31,767		
減価償却費			10,458	10,885	11,618	13,351		
【事務分担量】（%）	360	360	360	350	360	395		
合計（+ +）	31,666	30,434	42,516	41,270	42,123	45,754	1,022	
特定財源	国							
	都							
	その他	衛生手数料	955	930	707	654	703	613
一般財源	30,711	29,504	41,809	40,616	41,420	45,141	359	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	環境衛生施設の許認可届出数	28	60	36	31	35	33	-
	環境衛生施設の監視指導数	715	669	544	516	414	690	-

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	財務書類審査謝礼	0	需用費	各種検査材料費、消耗品等	552	需用費	各種検査材料費、消耗品等	841
一般需用費	各種検査材料費、消耗品等	686	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	60	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	70
役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	46	役務費	郵便料、粉じん計の較正	24	報償費	財務書類審査謝礼	63
負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	33	報償費	財務書類審査謝礼	0	役務費	郵便料、粉じん計の較正	48

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	監視指導率（％） （理容・美容・クリーニング）	43	25	73	60	60	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率（％） （興行場・公衆浴場・旅館等）	144	151	159	150	150	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査（検出率％）	3	1	4	2	1	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題分析）	理容所・美容所の一部店舗で、器具の消毒や分別が徹底されていない。 入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
不適事項が多く、改善の見られない施設に対しては、文書の交付、指導回数増、立入検査周知期間の設定など、指導内容を工夫し改善を図る。	改善が見られない施設及び長期に懸案となっている施設等については、環境衛生監視員が複数で指導方法を工夫するなど積極的に関与し、問題の解消に向けて改善を図る。
レジオネラ属菌検出施設に対しては、複数の監視員が現場で具体的な指導助言を行うなど、指導内容を工夫し改善を図る。	レジオネラ属菌が1000CFUを超えて認められた施設に関しては、浴槽等の使用自粛を求めているが、消毒等設備改善後の再開に関して、営業者の負担を軽減するため、遺伝子法の導入を図る。
検査結果や管理実態を分析し、費用対効果の高い衛生管理方法を助言できるようにする。	平成25年度の美容所とクリーニング所の一斉監視では他事業繁忙で監視間隔が開いたため、廃業等大幅な施設の変化及び美容所での消毒の不適が目立った。3年に1回以上の定期的監視に取り組む。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-11	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	住まいの衛生支援事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	大島	内線	426	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	02-02-02	住まいの衛生支援事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、地域保健法		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。</li> <li>・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。</li> <li>・快適な居住環境の確保を図る。</li> </ul>						
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。</li> <li>2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。</li> <li>3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。</li> <li>4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。</li> </ol>						
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空气中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルギー検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p>						
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。						
実施方法	<p>（ 直営 一部委 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）</p> <p>7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。職員が相談を受け、助言、器具貸与、機材提供を行う。必要に応じて現場調査と改善活動を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		4,085	4,577	6,739	6,505	6,268	6,864
決算額（26年度は見込み）		3,311	3,001	5,537	5,240	5,259	5,707	6,707
人件費等		7,623	7,329	7,848	7,622	8,674	8,733	
減価償却費				2,615	2,799	3,388	3,549	
【事務分担量】（%）		90	90	90	90	105	105	
合計（+ +）		10,934	10,330	16,000	15,661	17,321	17,989	6,707
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	10,934	10,330	16,000	15,661	17,321	17,989	6,707
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	ねずみ・害虫相談件数	747	607	749	625	703	642	-
	ボウフラ駆除薬剤投入	21,830	22,661	21,421	20,544	20,591	21,781	-
	殺そ用薬剤配付数	18,325	17,396	15,232	14,212	13,474	13,194	-

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	2,183	報酬	非常勤報酬	2,190	報酬	非常勤報酬	2,194
需用費	住まいの検査材料費等	1,308	需用費	住まいの検査材料費等	1,337	需用費	住まいの検査材料費等	1,470
委託料	害虫駆除作業委託他	999	委託料	害虫駆除作業委託他	963	委託料	害虫駆除作業委託他	1,292
賃金	衛生害虫業務臨時職員	0	賃金	衛生害虫業務臨時職員	428	賃金	衛生害虫業務臨時職員	872
報償費	ねずみ駆除事業謝礼	371	報償費	ねずみ駆除事業謝礼	367	報償費	ねずみ駆除事業謝礼	408
共済費	社会保険料（非常勤）	304	共済費	社会保険料（非常勤）	308	共済費	社会保険料（非常勤）	312
役務費	郵便料、ねずみ駆除薬等配送	94	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	114	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	129

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	殺そ用薬剤配布実施率（%）	75	84	94	95	95	配付数/計画数（配付数）
	ボウフラ駆除薬剤投入実施率（%）	82	82	91	95	95	投入数/計画数（投入数）
	相談件数（件）	625	703	642	-	-	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題分析）	1 蚊が媒介する感染症(デング熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など)の発生が危惧されている。
	2 区民からの相談では、ハチ（約200件/年）とねずみ（約250件/年）が多い。殺そ剤に抵抗性のあるねずみへの対応や高齢者・要介護者宅におけるねずみや疥癬等の対策が課題になっている。
	3 区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
町会衛生部との協働により、蚊の発生を減少させる具体策を検討する。	第4類感染症患者の発生時における、感染症予防係と環境衛生係の連携をより詳細に確認し、海外旅行者の増加に伴うデング熱等の輸入症例の増加やレジオネラ症等にも対応する。
高齢者福祉課・障害者福祉課・環境課と連携して、不衛生住宅などの発生源対策を充実する。	蚊やネズミ等の対策においては、保健所のみが対応するのではなく、区の施設管理者等に対し、適切な講習及び薬剤の提供等を通して、区全体でも対応できるシステムにする。
社会情勢の変化を捉え、健康に大きな影響を及ぼす衛生害虫についての広報を充実する。	これまでにないマダニなどの害虫の出現や、耐薬品性の強いトコジラミの出現などに対し、情報を適切に収集し、区民に対応策等をホームページなどを利用し、情報提供を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、居住環境の改善を図ることにより区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

議 会 要 質 問 状	平成10年3定	薬剤散布の見直しについて
	平成12年4定	シックハウス症候群対策の強化について
	平成13年2定	化学物質、シックスクール症候群について
	平成13年3定	ねずみ駆除剤の配布について
	平成21年2定	化学物質使用を減らす対策について

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	岩田	内線	428		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		02-03-01	食の安全・安心対策				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例等		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査の結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する等の適切な対応を図る。</li> <li>2. 収去検査：食品取扱い店舗の食品に対して実施した、細菌・化学検査等の結果を踏まえて、違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。</li> <li>3. 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーやルミテスター等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。</li> <li>4. 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。</li> </ol>						
経過	<p>平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準の設定</p> <p>平成24年度 ・牛の肝臓の基準の設定</p> <p>                  ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正</p> <p>平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正</p> <p>                  ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）</p>						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品、ふん便等の検査は、保健所保健予防課検査室または、東京都健康安全研究センターで実施。</li> <li>2. 講習会は、職員等が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応。</li> </ol>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	7,308	7,096	7,379	7,293	5,403	5,403	5,389	
決算額（26年度は見込み）	7,223	4,519	5,955	5,083	4,598	3,994	5,389	
人件費等	36,590	19,789	42,728	43,361	39,249	53,920		
減価償却費			14,253	15,923	18,136	23,897		
【事務分担量】（%）	432	243	490	512	562	707		
合計（+ +）	43,813	24,308	62,936	64,367	61,983	81,811	5,389	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	43,813	24,308	62,936	64,367	61,983	81,811	5,389	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
区検査室（化学検査：項目数）	81	75	1,250	1,634	1,621	1,220	1,710	
区検査室（細菌検査：項目数）	181	193	1,080	1,440	1,318	1,080	1,725	
都健康安全研究センター（委託：検査数）	421	165	324	173	124	196	182	
講習会数	67	50	55	52	52	50	50	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,291	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,133	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,571
	講習会通知	123	委託料	試験検査物の委託	665	委託料	試験検査物の委託	1,556
役務費	食中毒・食糧・違反品検査（東京都健康安全センター委託）	1,100	役務費	講習会通知等郵券	112	役務費	講習会通知等郵券	175
委託料	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	84	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	87
		0						
使用料及び賃借料		0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	収去検査（化学）の不適合率%	0	0	1	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	収去検査（細菌）の不適合率%	16	15	15	10	10	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	講習会実施数	52	52	47	50	50	

（問題点・課題分析）	<p>1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。</p> <p>2. 少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。</p> <p>3. 区内事業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。</p> <p>4. 収去検査において不適だった施設の改善を図るため、必要に応じて立入りを行い指導する。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策として正確な情報を講習会のみならず、区報やHP、最新情報の通知などを通じて、事業者や消費者に適切に周知する。	事業者や消費者に早く正確な情報を伝えるために、実用的でわかりやすい資料等の作成や、各種メディア等をさらに活用する。
製品の自主検査をはじめ、食品の取扱いや施設の管理など、今まで以上に自主管理を推進し、サポートも行う。	都の推進する自主管理認証制度をはじめ、HACCPの考え方に基づく自主管理をさらに推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例等に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	岩田
				内線	428		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	02-03-02	許可監視等業務					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例等		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）						
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 通常監視・指導 夏期一斉・歳末一斉監視 苦情・違反処理に伴う監視・指導 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. アレルギー物質等の表示に関する相談や監視指導						
経過	平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛の肝臓の基準設定 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正 平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正 ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 営業許可等の許可事務は、事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を実施。 2. 監視・指導は、各種基準、マニュアル等をもとに立入り検査や指導等を実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,241	1,078	166	160	148	140	135	
決算額（26年度は見込み）	1,221	774	164	140	132	72	135	
人件費等	18,295	19,789	22,672	21,258	18,799	21,038		
減価償却費			7,553	7,806	8,745	8,991		
【事務分担当】（%）	216	243	260	251	271	266		
合計（+ +）	19,516	20,563	30,389	29,204	27,676	30,101	135	
特定財源								
国								
都								
その他	衛生手数料	11,076	11,938	11,000	9,795	8,801	9,890	
一般財源		8,440	8,625	19,389	19,409	27,676	21,300	
							-9,755	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
営業許可・届出件数	7,191	7,127	7,071	7,119	7,135	7,200	7,200	
新規・更新・届出件数	1,059	1,200	1,197	1,039	852	838	858	
許可・届出施設監視数	7,559	6,636	4,700	6,099	4,633	6,000	5,000	
苦情処理件数	92	59	46	43	31	50	50	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	132	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	72	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	135
	検査成績書通知等返信用	0						
役務費								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	監視率（％）	86	65	70	100	100	監視件数 / 営業許可・届出施設数
	表示監視品目数	4,665	7,721	1,6675	5,000	5,000	

（問題点・課題分析）	1．食品の多様化や時代に対応した法改正等を周知する。 2．食品表示法の施行等による正しい表示等を周知する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	法改正等について、適切な指導及び助言を行う。	関係部署とも連携しながら、事業者が速やかに対応していただけるように、適切な指導や助言を行う。
	食品表示法の施行に合わせて、適切な情報提供や、指導及び助言を行う。	関係部署とも連携しながら、事業者が速やかに対応していただけるように、適切な指導や助言を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	医療援助	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪		
		担当者名	肥塚	内線	433		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	医療援助					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠法令等	予防接種法、予防接種法施行令		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的としている。						
対象者等	予防接種法による定期予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻しん・風しん・日本脳炎・高齢者インフルエンザ・BCG）により副反応が生じた者						
内容	救済措置として給付するものは次のとおりである。 ・医療費及び医療手当：設定を受けた病気について医療を受けた時 ・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時 ・死亡一時金・葬祭料：死亡した時						
経過	・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。						
必要性	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保することは必要不可欠である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 健康被害による年金受給者（障害年金1級1人・2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	9,419	9,420	9,420	9,417	9,380	9,352	9,298	
決算額（26年度は見込み）	9,419	9,420	9,418	9,391	9,360	9,338	9,298	
人件費等	847	407	436	560	135	145		
減価償却費			145	311	161	169		
【事務分担量】（%）	10	5	5	10	5	5		
合計（+ +）	10,266	9,827	9,999	10,262	9,656	9,652	9,298	
特定財源	国							
	都	7,064	7,065	7,063	7,043	7,019	6,974	
	その他							
一般財源	3,202	2,762	2,936	3,219	2,637	2,648	2,324	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	障害年金1級者	1	1	1	1	1	1	0
	障害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	予防接種事故障害年金	9,360	扶助費	予防接種事故障害年金	9,338	扶助費	予防接種事故障害年金	9,298

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	支給件数	2	2	2	1		

問題点・課題 (指標分析)	特段の問題点、課題はない。（支給者の死亡により、平成26年度から支給件数が1件になる。）
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	法令に従い、事務執行を着実にを行う。	法令に従い、事務執行を着実にを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	予防接種による健康被害の救済のため必要な事業である。（法定事務）

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	予防接種問診票等	2,218	委託料	医師会等委託料	520,113	委託料	医師会等委託料	541,111
	通知用郵便料	3,854	役務費	通知用郵便料等	3,491	役務費	通知用郵便料等	3,774
	予防接種委託料	519,610	負担金補助等	任意接種助成	2,155	需用費	予防接種予診票等	1,921
	<small>ヒブ・水痘・おたふく・子宮頸がん・小児・高齢者肺炎球菌ワクチン・風しん助成</small>	2,466	需用費	予防接種予診票等	1,576	負担金補助等	任意接種助成	270

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	麻しん接種率(第1期)(%)	96.2	96.7	93.6		95	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年から実施している成人に対する風しん予防接種助成について、国の補助金に基づき、風しん抗体検査助成を実施する。</li> <li>・ 標準接種期間の変更に伴い、結核（BCG）予防接種を協力医療機関による個別接種に変更する。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
定期予防接種の種類が増加する傾向にある。接種事業を円滑な実施できるよう、体制を確立する。	定期予防接種及び任意予防接種の種類が増加する傾向にある。接種事業を円滑な実施できるよう、引き続き、体制を確立する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	感染症の発生を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議（要質問）	況（要質問） 状 【24年1定】HPVワクチン助成対象年齢の拡大、ロタワクチンの接種費用助成の開始・接種の普及啓発 【23年1定】HPVワクチン助成対象者等について、高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成の具体策について、ポリオワクチンの乳幼児健診時での実施について 【22年3定】高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成要望、HPVワクチン周知等について、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成の要望、ポリオ集団接種会場について
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	医師・看護師	2,860	賃金	医師・看護師	2,804	-		-
一般需用費	B C G ワクチン等	4,732	需用費	B C G ワクチン等	4,390	-		-

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	B C G 接種率 (%)	93.9	97.0	96.8	95.9	100	接種者数 / 対象者数 26年度は23～25年度の平均

(問題点・課題分析)	
他区の実況	( 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 )

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	接種率が低下しないように接種確認と未接種者への勧奨を行う。	継続して実施

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	休止・完了	平成26年度から「予防接種費」に移行。

議(要旨)況	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	担当者名	今田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	後天性免疫不全症候群予防対策事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	感染症予防法、特定感染症予防指針		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。						
対象者等	区民						
内容	正しい知識の普及 ・ 中学校生徒等を対象にした健康教育 ・ 依頼による健康講座への講師派遣 ・ 区民へのパンフレットの配布 ・ 電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・ エイズ及び性感染症健康相談（匿名による検査を含む）月1回保健所にて実施						
経過	・ 平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・ 平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始。 ・ 平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施。 ・ 平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施。 ・ 平成17年度、18年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・ 平成19年度から22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施。 ・ 平成23年度から25年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・ 平成26年度は、区立中学校5校で講演会を実施予定。						
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） HIV検査の採血及び問診は保健所直営で実施しているが、検体検査は健康安全研究センターに依頼している。なお、検査手数料については感染症予防対策費で執行している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		226	226	226	550	226	226
決算額（26年度は見込み）		138	211	166	279	190	166	225
人件費等		4,235	3,257	3,924	3,388	2,891	2,994	
減価償却費				1,307	1,244	5,970	1,217	
【事務分担量】（%）		50	40	45	40	35	36	
合計（+ +）		4,373	3,468	5,397	4,911	9,051	4,377	225
特定財源	国	43	62	59	65	112	112	112
	都							
	その他							
	一般財源	4,330	3,406	5,338	4,846	8,939	4,265	113
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	HIV検査件数	114	50	71	55	50	63	100
	電話相談	262	102	104	132	89	88	103
	来所相談	239	95	152	116	109	130	118
	中学校対象エイズ教育講演会	4	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	HIV採血医師雇い上げ	0	報償費	予防教育講師謝礼	123	報償費	予防教育講師謝礼	130
報償費	予防教育講師謝礼5名	118	役務費	受信専用電話使用料	32	需用費	採血用品・教材等	62
一般需用費	採血用品、消耗品	40	需用費	図書・湿度計等	11	役務費	受信専用電話使用料	33
役務費	受信専用電話使用料	32						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	中学生等対象エイズ教育講演会（回）	5	5	5	5	5	区立中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	中学生等対象エイズ教育講演会参加者数（人）	495	497	506	600	700	中学校在学中全員が受講する。
	区報掲載数（回）	2	2	2	2	2	

（問題点・課題分析）	H I V感染者が増加する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要が重要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 全都的に実施。
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
講演会の内容の充実を図り、より正しい知識の普及啓発を行う。	学校及び地域の関係者の協力のもと、普及啓発の強化に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	国の法定事務であり、エイズ患者及びH I V感染者の発生の減少のため重要である。

議（要旨）	
況（要旨）	

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	感染症予防対策費		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	今田	内線	430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	感染症予防対策費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。						
対象者等	感染症に罹患した、あるいは罹患した恐れのあるもの（区内医療機関より届出があったものについては、勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）						
内容	感染症の発生予防及びまん延防止に必要な調査・措置指導を人権に配慮して実施。 （検査内容） 緊急肝炎ウイルス検査事業、HIV検査、クラミジア抗体検査、疫学調査の際に採取した検体の検査 （検体搬送手段） バイク便を活用 （患者の移送） 結核等感染症患者を移送するため、委託契約を締結し民間移送業者を活用						
経過	平成11年4月1日 法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 平成11年4月1日 荒川区感染症審査協議会条例施行 平成17年3月より、小児感染症の情報発信として、定点医療機関からの報告を基に感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校、医師会等にはポスターで発信している。						
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であるため、調査・検査等の実施により感染拡大防止の必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） HIV検査、クラミジア抗体検査、積極的疫学調査での問診・検体採取等は保健所で実施し、検体検査、緊急肝炎ウイルス検査、バイク便、患者移送は外部委託している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		15,384	9,269	10,586	9,619	9,000	8,004	7,526
決算額（26年度は見込み）		10,274	7,672	8,693	6,579	7,096	5,387	7,526	
人件費等		7,623	8,958	13,342	13,973	11,566	11,807		
減価償却費				4,445	5,132	4,518	5,239		
【事務分担当】（%）		90	110	153	115	140	155		
合計（+ +）		17,897	16,630	26,480	25,684	23,180	22,433	7,526	
特定財源	国	特定感染症検査等事業費等	1,209	1,236	1,351	1,525	1,743	2,691	3,697
	都								
	その他								
	一般財源		16,688	15,394	25,129	24,159	21,437	19,742	3,829
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	0	
	細菌検査	12,351	3,338	3,525	3,005	2,892	2,487	3,310	
	性感染症等検査	110	45	67	52	48	54	100	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	検査器具等	230	委託料	性感染症検査委託等	5,125	委託料	性感染症検査委託等	6,818
役務費	郵便料	142	需用費	検査器具等	125	需用費	検査器具等	299
委託料	性感染症検査委託等	5,542	役務費	郵便料	137	役務費	郵便料・FAX使用料等	184
	移送料	52	負担金補助等	移送料	0	負担金補助等	感染症審査協議会分担金等	134
負担金及び	感染症審査協議会分担金	0	扶助費		0	扶助費	入院医療給付費等	91
交付金	医療費	0						
償還金利	国庫負担返還金	1,130						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	感染症連絡会の開催（回）	1	1	1	1	1	
標	小児感染症発生情報配信（か所）	86	86	86	86	86	今後の新設箇所も配信対象とする。

（問題点・課題分析）	感染症胃腸炎や腸管出血性大腸菌感染症など様々な感染症が多発しており、時に集団感染事例や重症者の発生も起こる。このような事例を未然に防ぐためには、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 全都的に実施。

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
発生状況の早期把握及び感染拡大防止のため、施設職員等への基本的知識を習得し、対策の理解を図る。	区内関係機関連絡会や講習会等を開催し、感染症の発生予防及びまん延防止対策を図る。
引き続き区内各関係機関との情報の共有化を図る。	区内各関係機関との情報の共有化を図り、感染拡大防止に務める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の法定事務</li> <li>さまざまな感染症のまん延防止対策は最重要課題である。</li> </ul>

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-11	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	新型インフルエンザ対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	担当者名	本田
				内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	02-01-01	新型インフルエンザ対策事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	新型インフルエンザ等対策特別措置法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	新型インフルエンザ発生した場合に区民の生命を守る。						
対象者等	区民						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区報・ホームページ・チラシ・ポスター等によりインフルエンザの注意喚起を行う。</li> <li>・ 講演会開催により新型インフルエンザ対策の周知啓発を行う。</li> <li>・ インフルエンザ区独自定点（5医療機関）の報告等に基づきインフルエンザの発生状況をいち早く探知して対策を図る。</li> <li>・ 対応訓練用及び医療用資器材の充実を図る。</li> </ul>						
経過	<p>平成21年4月、インフルエンザ(H1N1)2009がメキシコで発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置</li> <li>・ 第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」(230,447千円)を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了{接種費用助成者数20,556人(23.8%)}</li> </ul> <p>平成22年10月1日新型インフルエンザワクチン(3価)接種開始(助成者数40,006名) 健康推進課担当</p> <p>平成23年3月31日新型インフルエンザ(A/H1N1)は季節性インフルエンザとしての扱い。</p> <p>平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法制定(平成25年4月施行)</p> <p>平成25年3月21日荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例制定。 総務企画課</p> <p>平成26年6月荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画策定。</p>						
必要性	新型インフルエンザ(H5N1型)における荒川区の被害想定では、区民の約30%の62,000人が感染し、感染者のうち230人が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	52,296	243,332	5,786	1,447	497	470	474	
決算額(26年度は見込み)	32,720	72,297	497	1,252	392	388	474	
人件費等	7,623	17,916	6,976	6,775	4,544	3,160		
減価償却費			2,324	2,488	1,775	1,284		
【事務分担量】(%)	90	220	80	80	55	38		
合計(+ +)	40,343	90,213	9,797	10,515	6,711	4,832	474	
特定財源								
国								
都	10,708	13,851						
その他								
一般財源	29,635	76,362	9,797	10,515	6,711	4,832	474	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
講演会開催	3	2	3	2	2	2	2	
区報	2	1	0	0	0	0	0	
リーフレット発行	5	0	1	0	0	0	0	
荒川区ホームページ掲出		1	1	1	1	1	1	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼・定点謝礼	367	報償費	講師謝礼・定点謝礼	343	報償費	講師謝礼・定点謝礼	419
一般需用費	N95マスク購入	7	需用費	N95マスク購入	27	需用費	N95マスク購入	34
			役務費	携帯電話用プリペイドカード	18	役務費	携帯電話用プリペイドカード	21
役務費	携帯電話用プリペイドカード	18						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	講演会開催（回）	2	2	2	2	2	学校・保育園・福祉事業者、医療関係者向各1回
	課・所訓練(シミュレーション) (回)	1	1	1	1	1	
	リーフレット・区報特集号発行 (回)	1	0	0	1	1	平時はホームページ等で情報提供

（問題点・課題 指標分析）	21年4月に発生したインフルエンザ（H1N1）2009では、健康危機対策本部を速やかに立ち上げ対策を講じた。本部のもと各関係の部課等での連携は十分図られた。今後は、新型インフルエンザ等特別措置法の成立を踏まえ策定した、荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、強毒型の新型インフルエンザ発生時を想定した対策の整備とともに、より一層の連携を構築するため、各関係機関との情報の共有化を図る必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
医療従事者社会機能維持者への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。	荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療従事者社会機能維持者への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。
引き続き新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。	新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	重点的に推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法定事務。</li> <li>・新型インフルエンザのまん延防止対策は最重要課題である。</li> </ul>

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	結核検診		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤	
			担当者名	本田	内線	430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	結核検診					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に健診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。						
対象者等	簡易宿泊所等に宿泊する者 患者の家族及び患者と接触があった者 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）						
内容	簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（CR）及び健康相談を年1回実施する。 患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校学生の胸部X線撮影を検診車により実施する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。</li> <li>・平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者健診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。</li> <li>・平成16年度業態者検診は廃止する。</li> <li>・平成17年度から一般区民は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。</li> <li>・平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法二類感染症に追加になり、結核予防法は廃止された。</li> </ul> 平成25年度、日本語学校検診2回実施（4月、10月）延べ受診者数2,734人 平成25年度、ハイリスク検診1回（10月）受診者数67人						
必要性	結核のまん延防止のために重要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者 - X線検診車、CR検診車の配車及び読影を委託して実施。 対象者 - 検査業務の一部を外部医療機関に委託して実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		3,396	3,895	3,650	4,392	4,411	3,664
決算額（26年度は見込み）		3,221	3,140	2,893	2,709	3,700	2,512	3,677
人件費等		10,164	6,515	9,121	12,675	8,261	8,751	
減価償却費				3,631	5,287	3,227	3,887	
【事務分担量】（%）		120	80	125	170	100	115	
合計（+ +）		13,385	9,655	15,645	20,671	15,188	15,150	3,677
特定財源	国	1,300	2,207	1,260	1,151	1,300	1,973	1,326
	都							
	その他							
	一般財源	12,085	7,448	14,385	19,520	13,888	13,177	2,351
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	結核検診（ハイリスク検診）	89	97	76	91	67	67	100
	患者家族・接触者検診	509	613	456	256	460	290	390
	日本語学校検診日数	6	3	6	5	6	6	6
	日本語学校受診者数	2165	1003	2416	1706	1986	2734	2700

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	読影医師雇上げ	360	委託料	検査委託費等	1,865	委託料	検査委託費等	2,912
	Q F T 医師雇上げ		賃金	読影・Q F T 医師雇上げ	305	賃金	読影・Q F T 医師雇上げ	333
報償費	ツベルクリン検査（医師）	104	需用費	検診用消耗品等	195	需用費	検診用消耗品等	328
一般需要	検診用消耗品等	320	役務費	事業所連絡用郵便料	107	役務費	事業所連絡用郵便料	104
役務費	事業所連絡用郵便料	55	償還金利子等	平成24年度補助金返還金	40			
委託料	検診委託費等	2,861						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	日本語学校検診率（％）	88.0	98.1	87.4	100	100	受診者 / 対象者
	ハイリスク検診（人）	91	67	67	100	100	受診数
	接触者・患者家族健診（％）	100	100	100	100	100	受診者 / 対象者

（問題点・課題分析）	<p>区は、全国や東京都に比べり患率が高い。結核の発生が高いとされる地域もある。重症結核や結核死患者の接触者健診は重要である。結核発生があった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者の把握が課題となっている。</p> <p>り患率（23年：全国17.7 荒川27.5 24年：全国16.3 荒川34.0） （り患率：人口10万人に対する新登録結核患者数）</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き結核のまん延防止を図る。	日本語学校独自で検診ができないか等検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	改善・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法定事務</li> <li>・結核り患率減少のため重要である。</li> </ul>

議（要旨）	況（要旨）
-------	-------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤		
		担当者名	松井	内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	患者管理					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の12、13、15		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。						
対象者等	結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く）治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。						
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。						
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（直接服薬支援）を開始。 平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法二類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。						
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） 所内での検査が原則だが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,057	1,059	1,129	1,333	1,326	1,260
決算額（26年度は見込み）		747	690	990	1,185	1,142	1,044	1,222
人件費等		4,235	7,329	19,551	18,301	11,813	11,246	
減価償却費				7,698	7,775	4,614	4,901	
【事務分担当】（%）		50	90	265	210	143	145	
合計（+ +）		4,982	8,019	28,239	27,261	17,569	17,191	1,222
特定財源の推移	国	125	1	7	23	21	40	26
	都							
	その他							
	一般財源	4,857	8,018	28,232	27,238	17,548	17,151	1,196
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	定期病状調査報告数	166	131	216	274	283	253	270
	管理検診受診者数	18	23	78	98	93	146	112

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	レントゲン現像料	4	役務費	郵便料、報告手数料	835	役務費	郵便料、報告手数料	960
一般需用費	喀痰検査材料等	209	需用費	喀痰検査材料等	206	需用費	喀痰検査材料等	198
役務費	郵便料、報告手数料	929	報償費	レントゲン現像料	3	委託料	検査委託	47
委託料	検査委託	0	委託料	検査委託	0	報償費	レントゲン現像料	17

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	喀痰塗抹陽性初回失敗脱落割合	3.6	9.1	-	5.0	5.0	結核患者の治療失敗・脱落率（単位％） 年単位
	本人・家族面接等	1	1	1	1	1	面接者数 / 結核新規登録者数

（問題点・課題 分析）	東京都結核予防推進プラン2012において、平成27年までの目標値として、治療失敗・脱落率5%以下、全結核患者に対するDOTS実施率95%が掲げられている。当区においては、都内でも住所不定者や外国人患者割合が多いため、より丁寧な患者管理を行う必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
DOTS（直接服薬確認療法）を推進するため、医療等関係機関とのネットワークの構築を図る。	様々な服薬支援の方法や関係機関との連携を検討し、効果的な治療完遂の一層の充実を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の法定事務</li> <li>結核り患率減少のため重要である。</li> </ul>

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-14	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	感染症診査協議会（結核部会）	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤		
		担当者名	松井	内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-02	感染症診査協議会（結核部会）				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条,19条,20条,24条,37条の2		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	入院勧告・就業制限の報告及び入院勧告の延長の診査等 医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査						
対象者等	結核患者						
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院の勧告・措置・延長並びに37条の2の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。						
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症法が改正され、結核が同法二類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。						
必要性	結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						
	原則毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	2,951	2,976	2,929	2,982	2,982	2,982	2,968	
決算額（26年度は見込み）	2,618	2,684	2,807	2,833	2,770	2,831	2,968	
人件費等	6,776	4,479	3,924	2,964	3,304	2,079		
減価償却費			1,307	1,089	1,291	845		
【事務分担当】（%）	80	55	45	35	40	25		
合計（+ +）	9,394	7,163	8,038	6,886	7,365	5,755	2,968	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	9,394	7,163	8,038	6,886	7,365	5,755	2,968	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
開催数	24	24	24	24	24	24	23	
第37条の2診査	130	132	122	119	122	95	112	
第19条及び20条診査	116	105	115	84	85	52	74	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	2,706	報酬	委員報酬	2,768	報酬	委員報酬	2,907
特別旅費	委員費用弁償3名分	44	旅費	委員費用弁償3名分	46	旅費	委員費用弁償3名分	52
一般需要	図書等	8	需用費	図書等、賄い飲料	17	需用費	図書等	9
	賄い飲料（お茶）	12						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	診査件数	203	207	147	186	180	診査予定件数（件）

（問題点・課題 分析）	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行う必要があり、現在委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。72時間以内の手続きが必要となるため、休日前・休日中等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
迅速診査会の適切な実施のため、最新の連絡先等を正しく把握し、確実な連絡体制を整備する。	適宜必要な確認を行い、確実な連絡体制を維持していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-15	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤		
		担当者名	本田	内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-03	医療扶助				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に		
終期設定	有	無	年度	法令等	に関する法律第40条		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。						
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第37条による入院患者、同法37条の2による結核患者。						
内容	感染症法による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。						
経過	平成19年4月から、感染症法に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。						
必要性	感染症法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	47,345	38,859	32,270	24,497	21,887	21,538	18,572	
決算額（26年度は見込み）	25,973	19,495	26,300	15,884	17,516	10,428	18,572	
人件費等	1,694	1,628	872	1,694	1,652	416		
減価償却費			291	622	645	169		
【事務分担当】（%）	20	20	10	20	20	5		
合計（+ +）	27,667	21,123	27,463	18,200	19,813	11,013	18,572	
特定財源	国	18,159	11,411	15,505	14,334	12,476	9,076	13,275
	都							
	その他							
一般財源	9,508	9,712	11,958	3,866	7,337	1,937	5,297	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	国保請求数	418	509	484	529	573	462	528
	社保請求数	550	464	493	508	456	349	486
	療養費				1	1		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事務費	81	扶助費	結核医療費	9,968	扶助費	結核医療費	18,481
扶助費	結核医療費	16,602	償還金利子等	平成24年度分国庫負担金返還	398	委託料	事務費	91
償還金	平成23年度分国庫負担金返還	833	委託料	事務費	62			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	第37条の2受診件数	942	946	754	913	889	3～2月診療分 目標値は4か年平均
	第37条受診件数	95	83	57	101	84	3～2月診療分 目標値は4か年平均

（問題点・課題分析）	医療費を公費負担する際に必要な「医療費公費負担申請書」及び「年間所得税額」を証明する書類が必要であり、診査会（毎月2回）に申請させる必要があるが、患者が単身者の場合は、入院中などの理由から申請書の提出が遅れる場合が多い。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
単身者が入院の際、税務署等に出向くことが困難な場合、委任状を活用して課税情報を確認する。	税務署等に出向くことが困難な事例の場合、委任状を活用して課税情報を確認できるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の法定事務

議（要旨）	
況（要旨）	